

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画

東埼玉資源環境組合地球温暖化対策実行計画

令和7年度（2025年度）～令和12年度（2030年度）

令和7年(2025年)4月

東埼玉資源環境組合

目次

第1章	計画策定の背景	
1	地球温暖化問題に関する動向	1
2	策定経緯及び前計画の概要	4
3	計画の策定方針	4
第2章	基本的事項	
1	計画の目的	5
2	計画期間	6
3	対象範囲	6
4	対象とする温室効果ガス	7
第3章	温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
1	温室効果ガス排出量の基準値	8
2	温室効果ガスの排出状況	8
3	削減目標	11
第4章	具体的な取組	
1	目標達成に向けた取組の指標	12
2	直接的な取組・行動	12
3	間接的な取組・行動	14
第5章	推進・点検体制及び進捗状況の公表	
1	推進体制	15
2	点検体制	16
3	進捗状況の公表	16
	用語集	17

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化問題に関する動向

(1) 国際的な動向

① 地球温暖化による気候変動

太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めている。地球温暖化は、大気中の温室効果ガスの濃度の上昇に伴い、温室効果が強くなり、地上の温度が上昇することで引き起こされる。

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change、以下「IPCC」という。）が令和3年（2021年）に公表した「第6次評価報告書・第1作業部会報告書」においても「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている。」と示された。

IPCCが令和3年（2021年）に公表した「第6次評価報告書・第1作業部会報告書」における共有社会経済経路（Shared Socioeconomic Pathways、以下「SSP」という。）シナリオでは、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない、最大排出量のシナリオ（SSP5-8.5）について、21世紀末までに世界の平均気温は3.3～5.7℃上昇すると予測されている。また、21世紀半ばに二酸化炭素排出実質ゼロが実現する最善シナリオ（SSP1-1.9）においても令和3年（2021年）～令和22年（2040年）の年平均の気温上昇は1.5℃に達する可能性があるとして示されている。

② パリ協定

平成27年（2015年）12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、令和2年（2020年）以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択された。「パリ協定」では、気候変動によるリスクを抑制するために、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標としている。

令和3年（2021年）にイギリス・グラスゴーで開催されたCOP26では、パリ協定の1.5℃目標の達成に向けて、今世紀半ばのカーボンニュートラルと、その重要な経過点となる2030年に向けて、野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれた、グラスゴー気候合意が採択された。

(2) 国の動向

① 2050年カーボンニュートラル宣言

令和2年(2020年)10月、菅内閣総理大臣所信表明演説において、「パリ協定」に定める目標等を踏まえ、我が国が「2050年カーボンニュートラル」を目指すことが宣言された。

② 地球温暖化対策の推進に関する法律

令和3年(2021年)における地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)の改正では、地球温暖化対策の国際的枠組「パリ協定」の目標や「2050年カーボンニュートラル宣言」を踏まえ、令和32年(2050年)までの脱炭素社会の実現、環境の保全と経済及び社会の発展との統合的推進、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携等が基本理念として規定された。

③ 地球温暖化対策計画

IPCC「1.5℃特別報告書」を受けて、世界の平均気温の上昇を産業革命以前の水準よりも1.5℃に抑えるための努力を追求することが世界的に急務であることから、日本においても令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指している。令和32年(2050年)目標と整合的で野心的な目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」ことを掲げている。

図表1 地球温暖化対策計画におけるガス別その他の区分ごとの排出量の目標・目安
(単位:百万t-CO₂)

	2013年度実績	2030年度の目標・目安	2013年度比削減率
温室効果ガス排出量	1,407	760	▲46%
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677	▲45%
部門別			
産業部門	463	289	▲38%
業務その他部門	235	115	▲51%
家庭部門	209	71	▲66%
運輸部門	224	146	▲35%
エネルギー転換部門	106	56	▲47%
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0	▲15%
メタン	32.7	29.1	▲11%
一酸化二窒素	19.9	16.5	▲17%
代替フロン等4ガス	37.2	20.9	▲44%

※赤字の箇所は東埼玉資源環境組合に関連する目標
出典:「地球温暖化対策計画」(環境省)

④ 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

令和3年(2021年)に閣議決定された、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(以下「政府実行計画」という。)では、「2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減すること」を目標として掲げている。こうした野心的な目標達成に向け、政府として率先実行していくためには、省エネ対策を徹底するとともに、太陽光発電の庁舎等への導入を始めとした再生可能エネルギーの活用についても最大限に取り組んでいくことが不可欠としている。

政府実行計画(抜粋)

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画(温対法第20条)
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**(2013年度比)に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、**新築建築物のZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。
※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物(敷地含む)の**約50%以上**に**太陽光発電設備を設置**することを旨とする。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。
※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車:電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上**を**再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R+Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R+Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

出典:「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の概要」(環境省)

図表2 政府実行計画の概要

(3) 埼玉県の動向

① 埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)(区域施策編)改正版

パリ協定に基づく国際的な目標や国の計画を考慮し、令和12年度(2030年度)を目標年度とし、令和12年度(2030年度)における埼玉県の温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比46%削減することを目標としている。地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、地方公共団体実行計画(区域施策編)として、緩和策に取り組むことに加え、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として適応策に取り組むことを定めている。

② 第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改正版

温室効果ガス排出量の削減目標を令和12年度（2030年度）までに、平成25年度（2013年度）比で46%削減とし、さらに50%削減の高みに向けて挑戦するとしている。この目標達成に向けて、「自分ごと化による対策推進」、「財やサービスの購入等に当たっての取組」、「建築物の建築、管理等に当たっての取組」、「大規模事業所による削減取組」、「フロン類の排出抑制」、「吸収源対策の実施」の6つの取組を推進するとしている。

(4) 組合市町の動向

① 埼玉県東南部地域5市1町「ゼロカーボンシティ」共同宣言

令和3年（2021年）4月26日に、越谷コミュニティセンターにおいて、埼玉県東南部地域5市1町（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）の首長が、「ゼロカーボンシティ」共同宣言し、圏域内の住民や事業者等と協働し、将来にわたり持続可能な脱炭素社会の構築に向けて、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すとしている。

2 策定経緯及び前計画の概要

地球温暖化対策の推進に関する法律の第21条第1項に基づき、地方公共団体は国の地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下、「地方公共団体実行計画（事務事業編）」という。）を策定し、計画期間に達成すべき目標を設定、その目標を達成するために実施する措置の内容等を定めるものとされている。

東埼玉資源環境組合では、令和2年（2020年）4月に前計画である「東埼玉資源環境組合地球温暖化対策実行計画」を策定するとともに、地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置づけ、組合の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に取り組んできた。

3 計画の策定方針

前計画の期間が令和6年度（2024年度）に満了することから、近年のカーボンニュートラルへの動きなどに対応した次期「東埼玉資源環境組合地球温暖化対策実行計画」を策定する。

本計画では、国の新たな地球温暖化対策計画や政府実行計画などを踏まえ、国や県の温室効果ガス排出量の削減目標と整合を図る。また、取組の強化・拡充を図るとともに、削減目標を着実に達成するための指標を設け、取組の進捗管理を行う。

目標達成に向け、再生可能エネルギー等の導入推進、建築物の省エネルギー化・脱炭素化、設備やサービスの購入・使用に当たっての取組、職員の行動変容などに取り組むこととする。

第2章 基本的事項

1 計画の目的

本計画は、温対法に基づき地方公共団体に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。

また、当組合では第二工場ごみ処理施設の本格稼働に伴い、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」や「埼玉県地球温暖化対策推進条例」の特定事業者指定されるなど、温対法以外の法令にも適切に対応することが求められている。

これらを踏まえ、温対法に基づく温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を行うとともに、関連する法令との整合を図り、一体的に地球温暖化対策を推進することを目的とする。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～12（略）

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14（略）

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

16～17（略）

地方自治法（抜粋）

（普通地方公共団体に関する規定の準用）

第二百九十二条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

2 計画期間

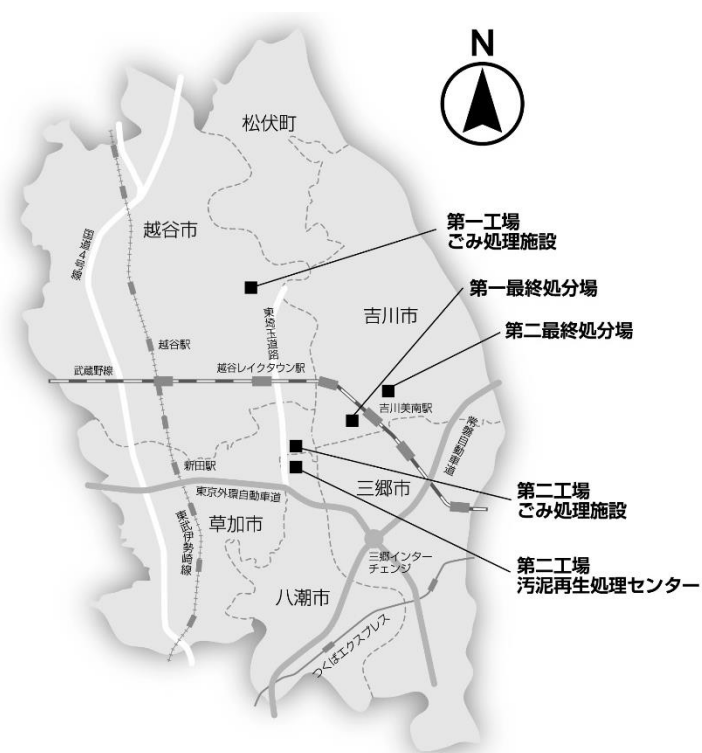
本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和12年度（2030年度）までの6年間とし、組合を取り巻く環境や今後の社会情勢の変化等を考慮して、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 対象範囲

本計画の対象は、組合が行う全ての事務事業とし、運営委託をしている施設を含めた全ての施設とする。

(対象施設一覧)

施設名・住所
第一工場ごみ処理施設 越谷市増林三丁目2番地1
第二工場ごみ処理施設 草加市柿木町107番地1
第二工場汚泥再生処理センター 八潮市大字八條681番地1
第一最終処分場 吉川市美南二丁目6番地2
第二最終処分場 吉川市大字高久666番地1



図表3 対象施設位置

4 対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項で規定されている7物質のうち、本計画では、組合で主に排出される3物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）を算定対象とする。

図表4 温室効果ガスの種類

算定対象	種類	主な発生源等
○	二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の使用、電気の使用や廃棄物の焼却処分など
○	メタン (CH ₄)	廃棄物の焼却処分、排水処理など
○	一酸化二窒素 (N ₂ O)	廃棄物の焼却処分、排水処理など
-	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としてのHFCsの使用など
-	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体素子等の製造、溶剤等としてのPFCsの使用など
-	六フッ化硫黄 (SF ₆)	電気機械器具や半導体素子等の製造、電気機械器具の使用・点検・廃棄など
-	三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体素子等の製造など

第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 温室効果ガス排出量の基準値

本計画における温室効果ガス排出量の基準値は、第二工場ごみ処理施設が稼働を開始し、第一工場ごみ処理施設との2工場体制となった平成28年度（2016年度）の値とする。

温室効果ガス排出量の基準値は、114,684t-CO₂（平成28年度）である。

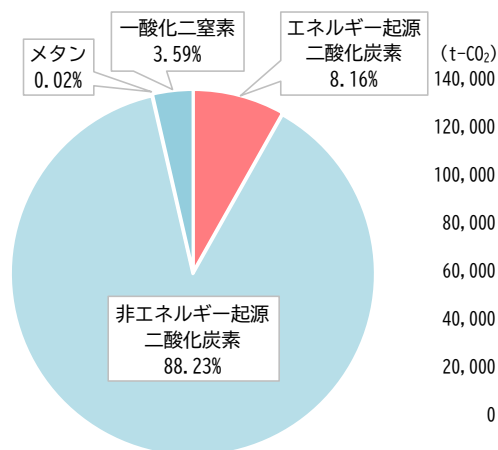
※「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が令和5年（2023年）9月に公布され、令和6年（2024年）4月に施行されたことで、一部温室効果ガスの温暖化係数が変更されているため、前計画の基準値（115,196t-CO₂）と相違がある。
メタン：25→28t-CO₂/t-CH₄、一酸化二窒素：298→265t-CO₂/t-N₂O

2 温室効果ガスの排出状況

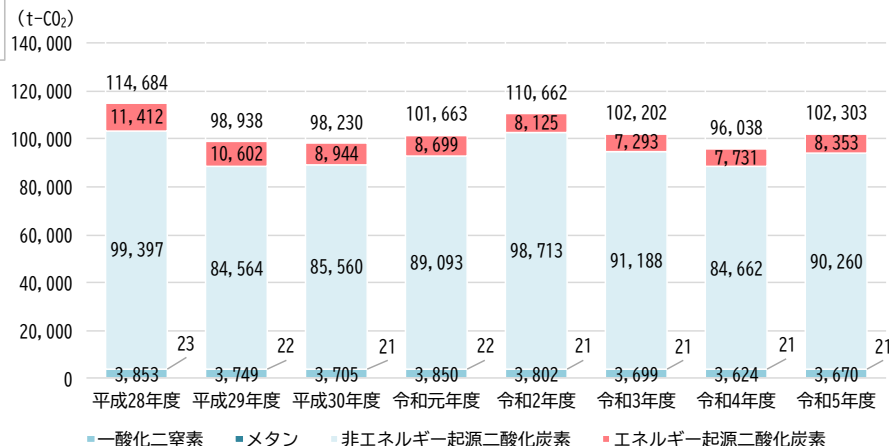
組合では、温室効果ガス排出量の削減に向けて、照明のLED化や電気自動車の導入などを進めるとともに、職員による省エネ・省資源の取組を継続的に実施している。

組合が排出する温室効果ガスには、エネルギー起源二酸化炭素（石炭コークスや灯油の使用などによるもの）、非エネルギー起源二酸化炭素（廃棄物焼却によるもの）、同じく非エネルギー起源のメタン及び一酸化二窒素（廃棄物の焼却や排水処理などによるもの）があり、令和5年度（2023年度）は、エネルギー起源二酸化炭素が8.16%、非エネルギー起源二酸化炭素が88.23%、メタンが0.02%、一酸化二窒素が3.59%となっている。

令和5年度（2023年度）のエネルギー起源二酸化炭素は8,353t-CO₂であり、基準年度比3,058t-CO₂（26.8%）削減、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の合計は93,950t-CO₂であり、基準年度比9,322t-CO₂（9.0%）削減となっている。温室効果ガス排出量全体では102,303t-CO₂であり、基準年度比12,381t-CO₂（10.8%）削減となっている。



図表5 温室効果ガス排出割合状況（令和5年度）

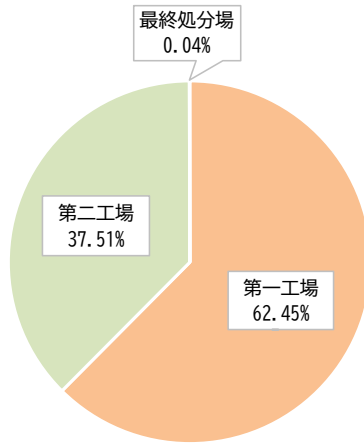


図表6 温室効果ガス排出量の経年推移

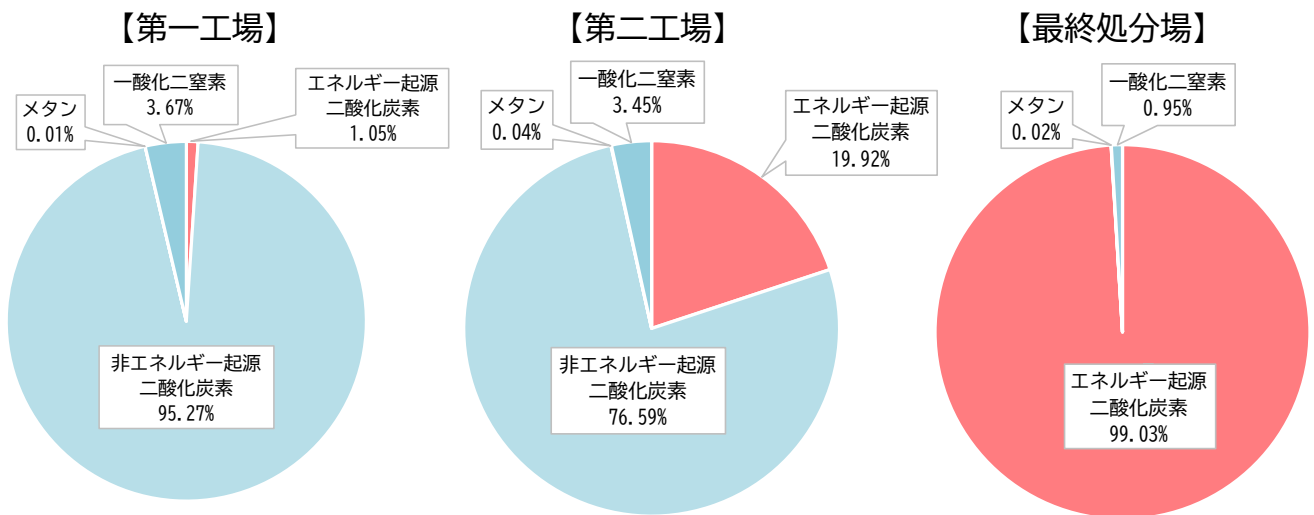
図表 7 要因別の温室効果ガス排出状況

区分	要因	要因状況 排出活動等	排出量 (CO ₂ 換算、t-CO ₂)							(参考) 令和6年度 (R6.9末 時点実績)	
			基準年度	計画期間					令和5年度		
			平成28年度 【基準値】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	排出量	構成比		
エネルギー 起源	二酸化 炭素	電気	129	203	290	246	300	651	(8.16%)	135	
		ガソリン	5	4	4	5	5	5		4	
		灯油	2,348	517	583	514	867	647		445	
		軽油	32	29	24	24	26	26		18	
		石炭コークス	8,887	7,945	7,224	6,503	6,534	7,025		5,340	
		都市ガス	11	0	0	0	0	0		0	
	(A) エネルギー 起源合計	11,412	8,699	8,125	7,293	7,731	8,353	8.16%	5,941		
	削減率 (平成28年度比)	—	▲23.8%	▲28.8%	▲36.1%	▲32.3%	▲26.8%				
非エネルギー 起源	二酸化 炭素	廃棄物焼却	99,397	89,093	98,713	91,188	84,662	90,260	(88.23%)	63,588	
		メタン	7	7	7	6	6	6	(0.02%)	5	
	工場排水処理	3	3	3	3	3	3	3			
	し尿処理	13	12	12	12	11	11	9			
	車両の走行	0	0	0	0	0	0	0			
	小計	23	22	21	21	21	21	16			
	一酸化 二窒素	廃棄物焼却	3,747	3,750	3,705	3,603	3,528	3,576	(3.59%)	2,619	
		工場排水処理	7	7	7	7	7	7		7	
		し尿処理	98	92	91	89	89	87		66	
		車両の走行	0	0	0	0	0	0		0	
	小計	3,853	3,850	3,802	3,699	3,624	3,670	2,692			
(B) 非エネルギー 起源合計	103,272	92,964	102,537	94,908	88,307	93,950	91.83%	66,297			
削減率 (平成28年度比)	—	▲10.0%	▲0.7%	▲8.1%	▲14.5%	▲9.0%					
(A+B) 排出量合計			114,684	101,663	110,662	102,202	96,038	102,303	100.00%	72,238	
削減率 (平成28年度比)			—	▲11.4%	▲3.5%	▲10.9%	▲16.3%	▲10.8			

※令和5年度(2023年度)は、第一工場ごみ処理施設において設備更新に伴う全炉停止があったため、買電による電気使用量が増加した。



図表 8 令和 5 年度 施設別の温室効果ガス排出割合



図表 9 令和 5 年度 対象ガス別の温室効果ガス排出割合（対象施設毎）

3 削減目標

本計画の削減目標は、計画期間最終年度の令和 12 年度（2030 年度）までに基準値（平成 28 年度）からエネルギー起源二酸化炭素は 36.7%削減、その他ガス（非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）は 25.9%、温室効果ガス全体では 27.0%削減することを目標とする。

図表 10 削減目標

(単位：t-CO₂)

区分	基準値 平成 28 年度 (2016 年度)	目標年度排出量					
		令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
エネルギー 起源二酸化 炭素	11,412	8,031	7,870	7,709	7,548	7,387	7,226
		▲29.6%	▲31.0%	▲32.4%	▲33.9%	▲35.3%	▲36.7%
その他ガス	103,272	98,165	98,082	97,976	97,808	97,624	76,531
		▲4.9%	▲5.0%	▲5.1%	▲5.3%	▲5.5%	▲25.9%
温室効果 ガス全体	114,684	106,196	105,952	105,685	105,356	105,011	83,757
		▲7.4%	▲7.6%	▲7.8%	▲8.1%	▲8.4%	▲27.0%

【 目標設定の考え方 】

組合が排出する温室効果ガスのうち、エネルギー起源二酸化炭素について、電気の使用に伴う排出は、電気事業者における排出係数の削減目標や、業務その他部門における削減目標を考慮し、令和 12 年度（2030 年度）までに基準値比 51%削減を踏まえ目標値を設定した。

燃料の使用に伴う排出は、国の地球温暖化対策計画では廃棄物処理施設における燃料使用量の削減目標が示されていないため、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に基づき、中長期的に年平均 1%以上低減させることを踏まえ目標値を設定した。

非エネルギー起源二酸化炭素については、廃棄物中に含まれるプラスチックごみの焼却に伴う排出であることから、「東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設整備方針（令和 3 年 3 月）」のごみ搬入量の推計結果及び第一工場の基本構想策定とあわせて実施したプラスチックごみ分別収集に係る調査結果に基づき、プラスチックごみの削減見込量を踏まえ目標値を設定した。なお、プラスチックの分別収集は令和 11 年度（2029 年度）の開始を予定しているため、令和 12 年度（2030 年度）から削減を見込んでいる。

メタン及び一酸化二窒素については、国の地球温暖化対策計画における令和 12 年度（2030 年度）のガス別削減率を踏まえ目標値を設定した。

第4章 具体的な取組

1 目標達成に向けた取組の指標

温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて、取組を率先して進めるとともに、目標達成に向けた取組の指標を設け、取組の進捗管理を行う。

図表 11 目標達成に向けた取組の指標

指標		令和 5 年度 (2023 年度) (現状年度)	令和 12 年度 (2030 年度) (目標年度)
LED 化率	第一工場ごみ処理施設 ^{※1}	38%	100%
	第二工場ごみ処理施設 ^{※2}	37%	100%
	汚泥再生処理センター	100%	100%
	第一最終処分場	0%	100%
	第二最終処分場	18%	100%
電動車導入率		43%	71%
太陽光発電設備の設置率		40%	80%

※1：第一工場ごみ処理施設プラント更新事業（令和 9 年度（2027 年度）～令和 19 年度（2037 年度））の中で実施するものもあるため、事業の進捗によって目標達成が遅れる可能性もある

※2：第二工場ごみ処理施設については、運営委託先の事業者の対応範囲のものもあることから、当該事業者目標達成に向けた取組みを進めるよう要請する

2 直接的な取組・行動

(1) 一般廃棄物焼却量及び廃プラスチック焼却量の削減等 (非エネルギー起源 CO₂、メタン、一酸化二窒素)

- ① 一般廃棄物排出量を抑制するため、組合市町と連携し、住民・事業者への啓発・情報提供を行う。
- ② 可燃ごみに含まれる割合が多い「古紙類」の分別強化について、組合市町と連携を図り推進する。
- ③ 事業系廃棄物の適正区分・適正処理を推進するため、「廃プラスチック類」をはじめとする産業廃棄物や不燃物の混入防止の徹底について、組合市町と連携し、搬入事業者や排出事業者へ周知を図る。
- ④ 組合市町と連携を図り、公共下水への接続を推進することにより、し尿・浄化槽汚泥の搬入量を削減する。
- ⑤ プラスチックごみの分別、可燃ごみ有料化に向けて実施主体である組合市町と連携する。

(2) 設備更新電気使用量の削減（エネルギー起源 CO₂）

- ① プラント設備・機器類はインバーター化など省エネ型を活用し、電力を可能な限り使用しない事業形態の検討を行う。
- ② 設備や機器の新設・更新の際は、省エネ性能の高い設備の選択を検討する。
- ③ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずる。
- ④ 施設の新築・改築時には、国の目標に沿った公共施設の ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を検討する。
- ⑤ 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入などにより、建築物の断熱性能の向上に努める。
- ⑥ 使用していない OA 機器は電源を切り、パソコンは省エネモードに設定する。
- ⑦ JIS 規格範囲内での照度を確保しつつ間引き照明に努めるとともに、LED 照明への切り換えを推進する。
- ⑧ 管理棟エレベーターは、業務に支障のない範囲で停止に努める。
- ⑨ 庭園灯・駐車場灯は、安全に支障のない限り消灯する。
- ⑩ 事務室内空調等を省エネモードに設定する。
- ⑪ 職員は冷暖房の使用を控え、クールビズ・ウォームビズを励行する。

(3) 燃料使用量の削減等（エネルギー起源 CO₂）

- ① 作業用車両の燃料使用量を可能な限り削減する。
- ② 化石燃料から脱炭素燃料等への転換を検討する。
- ③ 作業車・公用車は低燃費車及び低公害車を優先して使用し、点検・整備を十分に行い、省エネモードの活用や効率的な運転に努める。
- ④ 公用車の更新等の際には、電動車（ハイブリッド車や電気自動車等）の導入について優先的に検討を行う。
- ⑤ 廃棄物処理設備の安定稼働と適切な運用管理によるエネルギー使用量の削減に努める。

(4) 低炭素電力の活用（エネルギー起源 CO₂）

- ① 二酸化炭素排出係数の低い電力事業者の選択に努める。
- ② 太陽光発電設備を活用し、再生可能エネルギーによる電力の確保に努めるとともに、導入に向けた情報収集・検討を進める。

3 間接的な取組・行動

(1) 啓発活動（非エネルギー起源 CO₂、メタン、一酸化二窒素）

- ① 地球温暖化対策への理解を深め、ごみ減量及び資源化促進を図るため、組合市町と連携し、住民・事業者への意識啓発を行う。また、ホームページや広報、SNSの活用や、イベントを通じて積極的な情報発信を行う。
- ② 環境学習の推進を図るため、ホームページにおいて子ども向けコンテンツの充実を図るとともに、管内小学校等の工場見学を積極的に受け入れる。また、幅広い世代にも環境学習の機会を提供できるよう、一般団体の見学受け入れも随時行う。
- ③ 電気自動車充電設備の一般利用を促進するために、ホームページや広報等を通じて情報発信を行う。

(2) 紙・プラスチック製品の使用量削減

（非エネルギー起源 CO₂、メタン、一酸化二窒素）

- ① ペーパーレス化を推進するため、必要な機器・ソフトウェアの充実を図るとともに、会議等における紙の使用量削減に努める。
- ② 資料作成時、両面コピーや縮小コピーを徹底し、使用枚数を削減する。
- ③ プラスチックごみの削減を推進するため、会議用飲料等は支障のない範囲でアルミ缶又は再生プラスチックを使用した製品を購入する。
- ④ 組合が提供する啓発用品や記念品などは、プラスチック製品（再生プラスチック素材のものを除く。）の使用を極力抑制する。
- ⑤ 職員は、マイボトル、マイカップ等を使用するなど、脱プラスチックに向けて率先して取り組む。
- ⑥ 簡易包装された商品の購入や梱包・包装等の削減要請に努める。
- ⑦ 耐久性の高い製品や再使用しやすい製品の購入に努める。

(3) 環境配慮物品購入の推進

（エネルギー起源 CO₂、非エネルギー起源 CO₂、メタン、一酸化二窒素）

- ① エコマークやグリーンマーク等の表示がある環境配慮物品を積極的に購入する。
- ② 調達した物品等の長期的かつ適正な使用により、調達総量の削減に努める。

(4) 施設内の緑地保全（エネルギー起源 CO₂）

- ① 緑地の適切管理を行い、緑地面積の維持を図る。

(5) 環境に配慮した工事（エネルギー起源 CO₂）

- ① 工事で使用する重機等に関して、低燃費・低騒音型指定機種の使用について事業者にも周知する。
- ② 建設機器等の使用は、適正な整備と適切な運転に努めるように事業者にも周知する。

第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

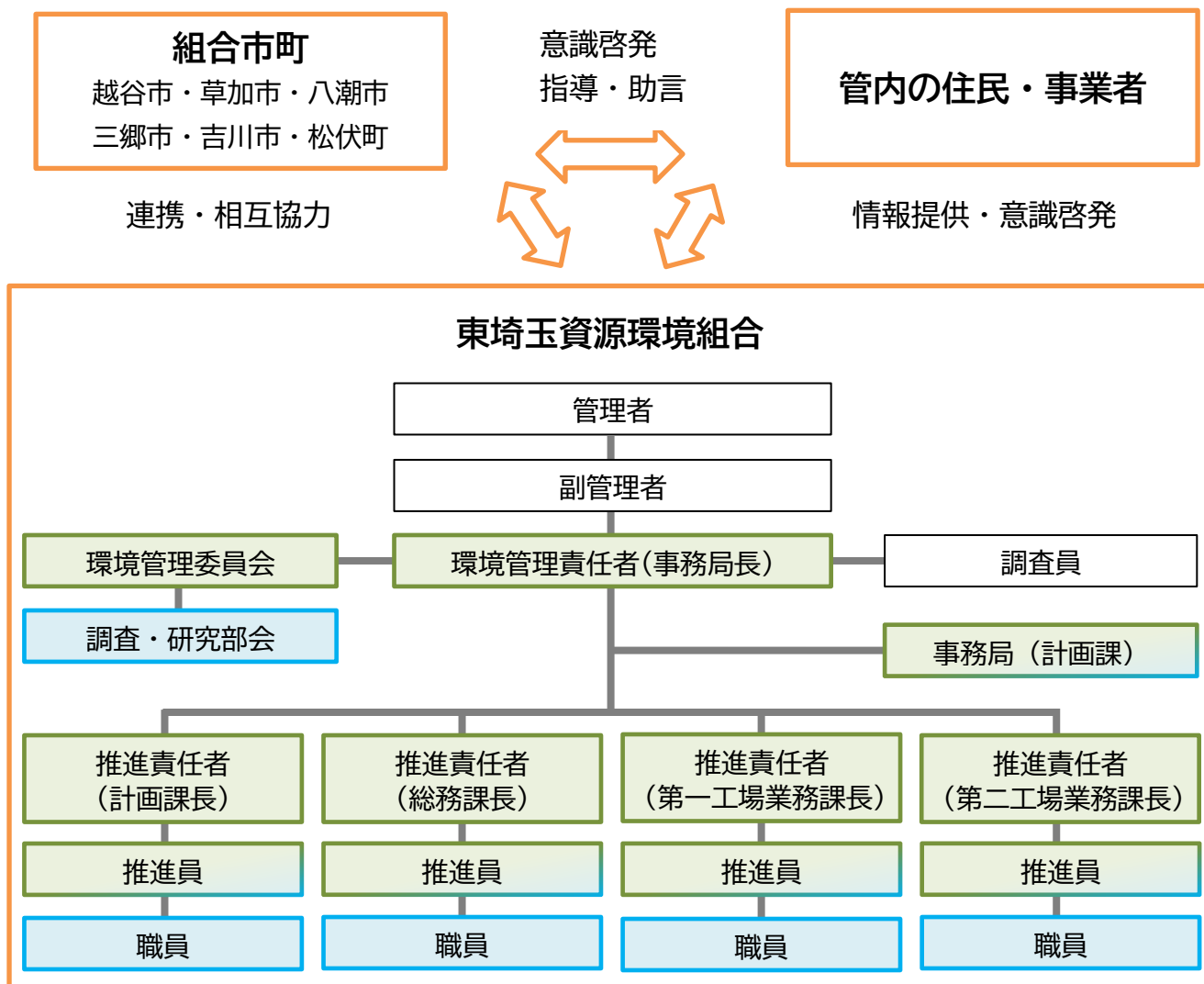
1 推進体制

本計画の推進体制は、環境マネジメントシステムに準じ、東埼玉資源環境組合環境管理委員会の仕組みを活用する。

この委員会においては、可燃ごみ搬入量や汚泥再生処理量、発電量や近隣施設への熱供給量などの報告が行われ、処理・運用についての議論をすることができる。したがって、本計画を推進していく上で不可欠な情報・知識について、職員が共有することができる。

また、組合を構成している5市1町との連携については、東埼玉資源環境組合事務連絡協議会を通じて、連携・相互協力を図る。

さらに、管内住民・事業者へのごみ減量等を促進するため、ホームページ等を通じた周知・啓発を図る。



図表 12 推進フロー

2 点検体制

事務局は、環境管理委員会において、環境マネジメントシステムに準じ、定期的に進捗状況の把握及び点検評価を行う。

3 進捗状況の公表

実行計画の実施状況、点検評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量については、毎年1回、環境マネジメントシステムに基づく取組状況として、ホームページ等を通じて公表する。

用語集

エネルギー起源 CO₂

燃料の燃焼や、供給された電気や熱の使用にともなって排出される二酸化炭素のこと。

温室効果ガス

地表から放出される赤外線を吸収して、地球の気温を上昇させる気体のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類を規定している。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要がある。

化石燃料

動植物の死骸などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧・地熱等により石炭、石油、天然ガス等に変成された燃料のこと。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標などを自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく仕組みのこと。ISO14001は、環境マネジメントシステムの代表的な国際認証規格のひとつ。

緩和策

温室効果ガスの排出削減と吸収源の対策により、地球温暖化の進行を食い止めること。省エネや再生可能エネルギーなどの普及による脱炭素化などが挙げられる。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

昭和63年（1988年）にWMO（世界気象機関）とUNEP（国連環境計画）のもとに設立された政府間機関。気候変化に関する最新の科学的知見（出版された文献）についてとりまとめた報告書を作成し、各国政府の地球温暖化防止政策に科学的な基礎を与えることを目的としている。

共有社会経済経路（SSP）

将来の社会経済の発展の傾向を仮定したシナリオで、持続可能な発展の下で気温上昇を1.5℃以下及び2℃未満に抑えるシナリオ、中道的な発展の下で気候政策を導入するシナリオ、地域対立的な発展の下で気候政策を導入しないシナリオ、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオの5つが主に使用されている。

再生可能エネルギー

自然界に存在する永続的に利用できるエネルギー源のことであり、温室効果ガスを排出しないという特徴がある。具体的には、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・バイオマスなどを指す。

太陽光発電

光を受けると電流を発生する半導体素子を利用し、太陽光エネルギーを直接電力に変換するシステムのこと。

脱炭素社会

温室効果ガスの排出が実質ゼロとなっている社会のこと。

脱炭素燃料

水素や二酸化炭素を合成して製造される燃料、石油製品を一部代替することが可能なバイオ燃料などのカーボンニュートラルな燃料のこと。

電気自動車

電気を動力源とし電動機（モーター）によって走る自動車のこと。

電動車

電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車の総称。

非化石エネルギー

石炭や石油、天然ガスなどの化石燃料を使わずに得られるエネルギーのこと。非化石エネルギーは、太陽や風、水、地熱などの自然をエネルギー源としているため枯渇することが無い。

3R+Renewable

国の「プラスチック資源循環戦略」における基本原則であり、ワンウェイの容器包装・製品を始め、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすこと、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源に適切に切り替えること、できる限り長期間、プラスチック製品を使用すること、使用後は、効果的・効率的なりサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用を図ること、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指すことなどがある。